

第5章 まちの美化をすすめる

1 現況

区は、ポイ捨てと落書行為を禁止するとともに、区民・事業者・区の三者がそれぞれの責務を分担しながら一体となって、まちの環境美化に取り組んでいくことを基本理念にした「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を制定、平成9年7月1日から施行しました。



区は、条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者の方々が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、様々なキャンペーンを展開しています。特に、たばこについてはポイ捨て・歩行喫煙をはじめとする迷惑喫煙の防止のための啓発活動にも取り組んでいます。

落書きは苦情・消去面積ともに、減少傾向にあるものの、引き続き防止の啓発と消去に努めています。

あき地の適正管理については、平成20年度も除草請負業者の斡旋と草刈機の貸し出しを行いました。

カラス対策としては、カラスが人を威嚇・攻撃する場合に限り、その原因になっている巣の撤去や、巣立ち前に落下してしまったヒナの捕獲を行っています。

また、都会のカラスはごみをエサにして大繁殖していますので、根本的な解決のためには、区民一人ひとりが、ごみの集積所を適正に利用していただく必要があります。区報への記事掲載や町会掲示板に啓発ポスターを掲示するなど、啓発活動にも取り組んでいます。

2 まちの美化への取り組み

啓発活動

区内一斉清掃および駅前クリーンアップ・キャンペーン(5/25・11/30)町会・自治会で構成される環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日(ごみゼロデー)」と定め、この日を中心に地域のまち美化および清掃・リサイクルを推進しています。

平成20年度は、5月25日および11月30日を中心に、町会・自治会等が中心となって地域の清掃を行いました。区内20駅周辺での駅前クリーンアップ・キャンペーンについては、町会・自治会や商店会等延べ130団体1,123名の参加を得て、11月30日にたばこの吸い殻や空き缶等を回収しました(5月25日は雨のため中止)。

クリーンキャンペーン等

区内各地でボランティア団体や、青少年育成地区委員会などが主催するクリーンキャンペーン等に対し、職員の派遣や清掃用具等の貸出し等の支援を

行いました。

区内全 20 駅ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーン

歩行喫煙について多くの意見や要望などが寄せられているなか、区では平成 15 年度から区内全 20 駅において、ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーンを実施しています。利用者の多い早朝や夕方などに、地域の町会・自治会の協力を得て、区民参加によるキャンペーンを展開しています。

平成 20 年度は延べ 381 名の参加により、歩行喫煙者に携帯吸い殻入れや環境作文コンクール入賞作品を掲載した啓発用ティッシュペーパーの配布を行いました。配布時に「なぜポイ捨て・歩行喫煙がマナー違反なのか」を中心に呼びかけ、喫煙マナーの向上を訴えました。

新成人への啓発

新成人の門出を祝うと同時に、新成人に大人としての自覚を促すため、成人の日（1 月 12 日）に成人式会場最寄の豊島園駅で上記キャンペーンを実施しました。

転入者への啓発

新たに練馬区民になった方に対し、練馬区におけるポイ捨て・歩きたばこ防止の取組みについてお知らせするため、進学・就職・異動等で転入が多い 4 月を中心に、届出の窓口となる区民事務所や外国人登録係などで啓発用ティッシュペーパーを配布しました。

また、同時期に公設掲示板にポイ捨て防止啓発ポスターを掲示しました。

在勤者への啓発

練馬区在住者だけでなく、在勤者に対しても喫煙マナー向上を呼びかけるため、区内 800 社以上を会員に擁する社団法人練馬産業連合会の協力のもと、会員各社に啓発カレンダーを配布しました。

また、職員および来庁者のポイ捨て等を防止するため、区内の官公署にも啓発カレンダーを配布しました。

啓発カレンダーの配布

家庭内でもポイ捨て・歩きたばこについて考えてもらうため、出張所や保健相談所などで啓発カレンダーを配布しました。

駅頭やバス車内、公設掲示板へのポスターの掲示

西武鉄道・東京都交通局・東京メトロ・東武鉄道の協力により、ポイ捨て防止や喫煙マナーの向上を訴える啓発ポスターを、駅頭やコミュニティバス車内に掲示しています。

また、公設掲示板にも同様のポスターを掲示しました。

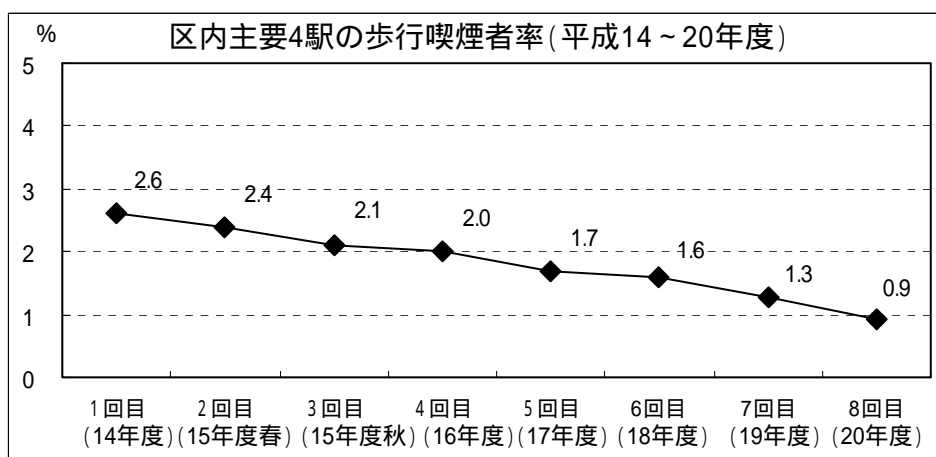
バス車内放送の実施

西武バスおよび東京都交通局の協力により、練馬区内の一部の路線バスでポイ捨て防止や喫煙マナーの向上を訴える車内放送を実施しました。

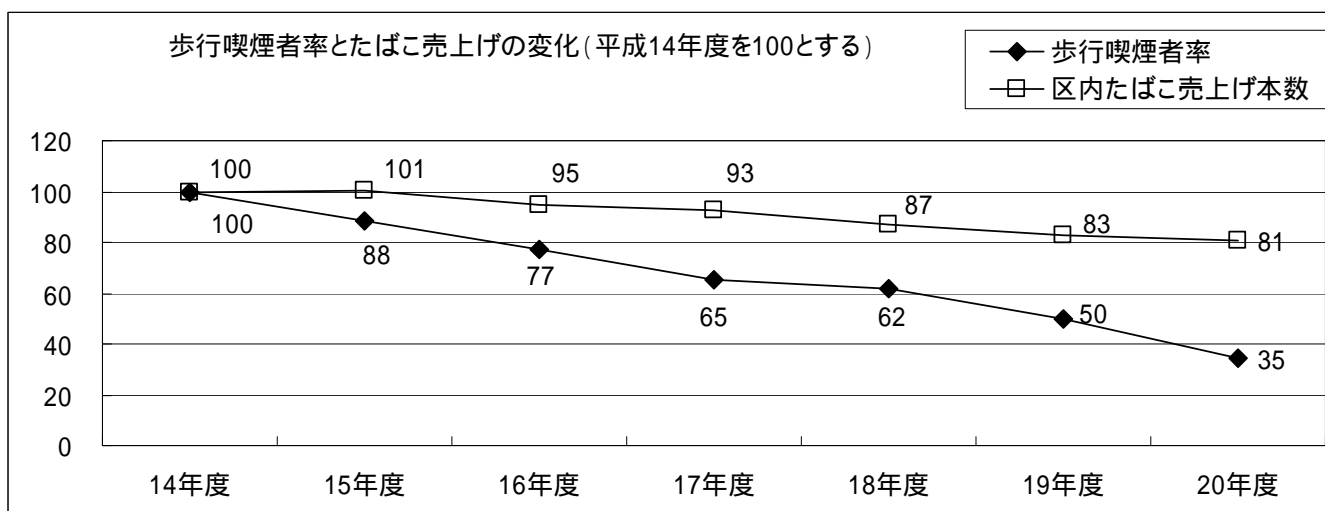
各種調査

歩行喫煙者率調査

区内主要4駅（練馬駅・石神井公園駅・光が丘駅・大泉学園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で5か所の定点を設け、平日朝7時30分から8時までの30分間、職員の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査しました。この調査は平成14年度から年1回（平成15年度は春・秋の2回）実施しており、今回で8回目です。平成14年度当初は2.6%でしたが、一貫して減少し続け、今回平成20年度の調査では0.9%にまで改善しました（約65%の減少）。



この間、次のグラフに示すように、区内のたばこの売上げ本数は、約12億2千万本（平成14年度）から約9億8千万本（平成20年度）へ約19%の減少にとどまっています。このことから、単に喫煙者が減少しただけではなく、喫煙者のマナーが向上したことも、歩行喫煙者率の減少に寄与していると考えられます。

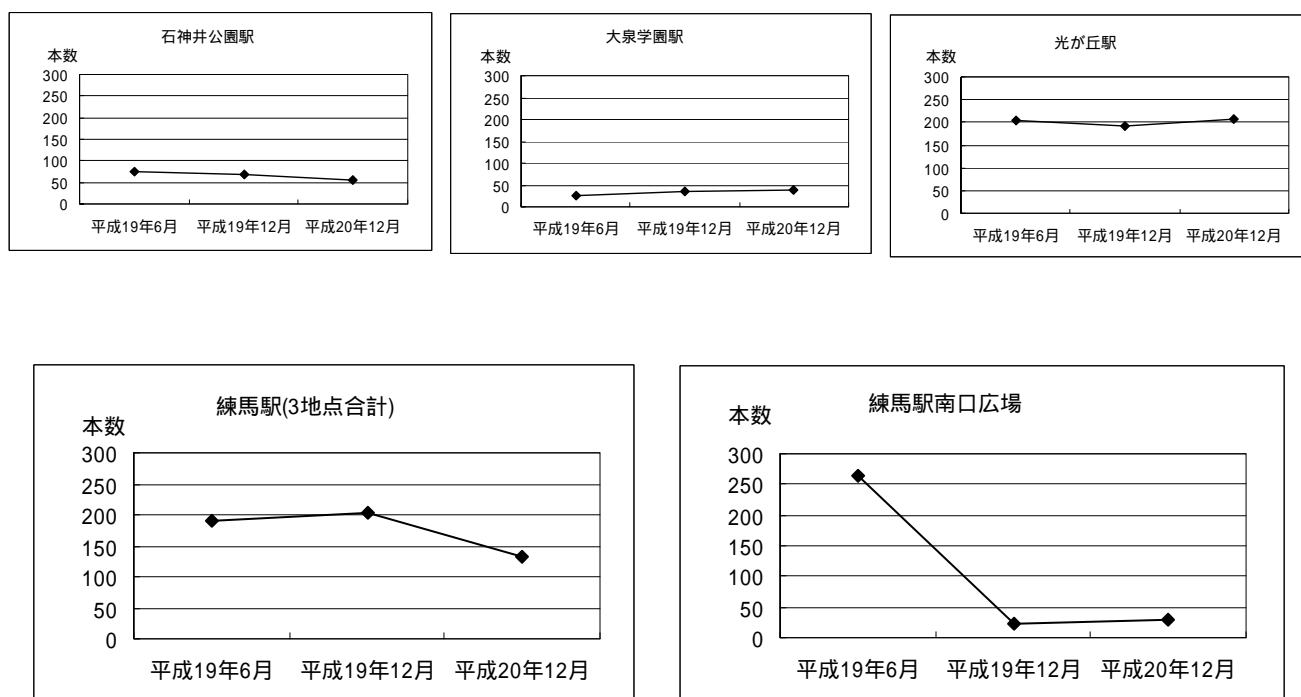


* 平成15年度の歩行喫煙者率については、春秋2回の調査結果の平均値。

* 区内たばこ売上げ本数の変化は練馬区の決算数値から作成。

ポイ捨て実態調査

練馬区内主要 4 駅(練馬駅・石神井公園駅・光が丘駅・大泉学園駅)におけるたばこのポイ捨ての現況を把握ために、それぞれの駅周辺 3 か所で平日朝 9 時にポイ捨てされているごみを掃き集めて吸い殻の本数を計数しています。また、区設喫煙所(平成 19 年 12 月 21 日供用開始)のポイ捨て抑制効果を検証するため、喫煙所設置場所である練馬駅南口広場でも調査を行っています。この調査は平成 19 年度に 2 回(6 月と 12 月(区設喫煙所供用開始前))、平成 20 年度に 1 回(12 月)行いました。



グラフに示した調査結果から、以下のようなことが言えます。

- ・ 今回の調査において、石神井公園駅、光が丘駅、大泉学園駅におけるポイ捨て調査結果については、大きな変動はありませんでした。
- ・ 練馬駅については、全体的には 3 か所(中央口北側 1 階および 2 階、南口広場)に設置した喫煙所が、吸い殻のポイ捨ての減少に寄与していることが示唆されました。同時に、練馬駅南口広場における調査結果のように、喫煙所の設置場所によっては、喫煙所自体があまり利用されず(喫煙所の設置と利用状況調査 参照) 結果としてポイ捨ての抑制にはつながりにくいことも推測されました。
- ・ 練馬駅南口広場については、委託業者による清掃が平成 19 年 8 月から毎日行われており、本調査で計数された吸い殻自体は、当初の一割程度にまで減少しました。しかし、頻繁に業者が駅周辺の清掃を行ったからといっ

て、そのことが、喫煙者のポイ捨てをやめようという意識醸成につながっているかについては、今回の調査結果からは判断できません。

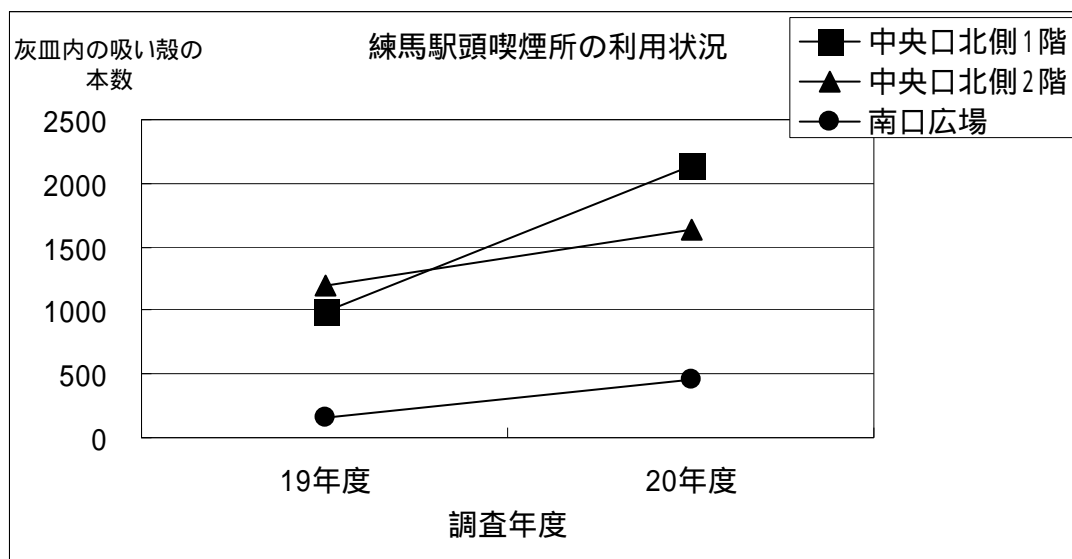
- 一方で、区民との協働により実施している駅ボランティア清掃活動は、地域に住む区民自らが最寄の駅周辺をボランティア活動によって清掃する事業であり、むしろ、自主的な区民グループが清掃している行為自体が、駅周辺の美化だけでなく、駅を行き来する人々のまち美化に対する意識啓発に寄与していくのではないかと期待しています。

将来にわたって継続して調査を行うことにより、ポイ捨て防止のために実施するさまざまな事業について、その総合的な効果について、より精度の高い検証を行っていきます。

喫煙所の設置と利用状況調査

決められた場所で喫煙するよう促すことやポイ捨て防止対策として、練馬区は、平成 19 年 12 月にポイ捨て・歩きたばこが多い練馬駅駅頭に喫煙所を設置しました。

平成 19 年 12 月と平成 20 年 12 月にそれぞれ利用状況を把握するため、平日 1 日間に灰皿に溜まった吸い殻の本数を計数しました。結果は次のグラフのとおりです。



平成 20 年度は当初に比べて 2 倍程度に利用が増えました。

区政モニターアンケート

平成 20 年度に、区政モニターアンケート(区民の中から選ばれた 300 人(公募 50 人、無作為抽出 250 人)の区政モニターを対象にしたアンケート)を実施し、結果を分析しました。

その結果、条例に罰則を導入するべきと回答した方は約 90% でした。しかし、取り締りの実施については、「全域で」「区域を限定して」「取り締まらない・罰則は設けない」という回答が約 30% ずつでした。

また、喫煙所の設置については、「積極的に設置すべきだ」「設置することもやむをえない」「これ以上設置すべきでない」という回答がそれぞれ約 30%、50%、20% であり、約 80% の方が設置の必要性を認めていました。

さらに、喫煙所の設置にあたって心配なことを質問したところ、半数以上の方が、「ごみの散乱」と「煙の不快」を挙げました。特に「煙の不快」については、心配なこととして選んだ方の割合は、喫煙者では非喫煙者の約半分であり、喫煙者と非喫煙者との間に大きな違いが見られました。

まち美化活動の推進

環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、「環境美化推進地区」を指定しています。指定場所は、地域の皆様が積極的に環境美化に取り組んでいる地域や駅前など人通りが多い所です。区は、指定された地域内の環境美化団体に清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成 20 年度末現在指定している環境美化推進地区は、次の 30 団体の活動地域です。

小竹町会	栄町町会	豊玉第一町会	中村西町会
桜台親和町会	桜台自治会	練馬区向山町会	仲一自治会
仲町二丁目町会	氷川台 ひばりが丘睦会	平和台一丁目町会	仲町五丁目町会
早宮一丁目自治会	早宮 3・4 丁目町会	富士見台町会	光が丘パークタウン いちよう通り東 第一団地管理組合
南田中団地 第二自治会	南田中団地 第三自治会	南田中団地 第四自治会	さんろく自治会
石神井ハイツ自治会	石神井小関町会	橋戸町会	大泉住宅共栄会
大泉町二丁目町会	練馬区北園町会	大泉学園緑町会	練馬区 関町北三丁目町会
都営 上石神井団地自治会	区営上石神井一丁目 第 2 アパート自治会		

このほかに、練馬駅周辺を、区長が特に必要があると認めた地域として指定しています。

環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録していただき、清掃用具を提供しています。平成 20 年度は 119 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

環境美化推進委員

区民・事業者・行政の関係各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として委嘱し、ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する普及・啓発に関して、様々な意見交換を行っています。

駅周辺ボランティア清掃事業

平成11年度から国の緊急雇用創出制度による補助金を活用し、区内20駅での駅周辺清掃をシルバー人材センターに委託してきましたが、国の補助金廃止に伴い平成16年度で当該事業も廃止されました。

この委託事業では、2日に一度、朝ゼッケンを着けて清掃を行なうことでポイ捨て防止の普及啓発につながるほか、駅前地区の住民等に事業の周知度が増すなど、一定の成果をあげてきました。しかし、駅周辺はきれいになっても、駅前地区の住民等による自主的清掃活動体制の構築には結びついていませんでした。

新事業として平成17年度からは、地元の商店会や町会・自治会、ボランティア団体の協力を得て、ボランティア清掃組織を立ち上げ、地元住民の皆様の『わが街』意識に基づく、自主的自発的清掃活動の促進を図っています。

平成20年度末現在、次の14駅で実施しており、順次拡大していく予定です。区は協力団体に対し、傷害保険の加入や清掃用具などの支援をしています。

【石神井公園駅】（9団体）

環境美化行動チーム、石神井町和田町会、都営石神井町二丁目アパート自治会、南田中団地第四自治会、石神井町石神町会、石神井公園商店街振興組合、石神井町池淵町会、練馬地域福祉ハートフルアクターズ、石神井ハイツ自治会

【大泉学園駅】（4団体）

東大泉中村町会、東大泉井頭町会、大泉学園駅前商店連合会、クリーン・エコ大泉学園

【光が丘駅】（1団体）

光が丘地区住民組織連合協議会

【氷川台駅】（1団体）

早宮一丁目自治会

【新桜台駅】（2団体）

羽沢町会、栄町町会

【江古田駅】（1団体）

栄町町会

【桜台駅】（1団体）

桜台一丁目桜クラブ

【練馬春日町駅】（1団体）

春日町シニアクラブ

【新江古田駅】（1団体）

豊玉東寿会

【平和台駅】（1団体）

サンサンクラブ

【武蔵関駅】（1団体）

練馬関町リサイクルセンター活動機構有志

【練馬駅】（6団体）

練馬一丁目原町睦会、南町小安全・安心・ボランティア、練馬中央自治会、練馬アーケード商店会、練馬本町通り自治会、真如苑有志

【豊島園駅】（1団体）

南町小安全・安心・ボランティア

【富士見台駅】（1団体）

フラワーフルクリーン富士見台管理委員会

落書き対策

落書き消し

環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が消去しています。

落書きに関する苦情件数、および区が消去した件数等は次表のとおりです。

年度	苦情件数	消去件数	消去箇所数	消去面積
平成 16 年度	42 件	39 件	45 箇所	630 m ²
平成 17 年度	33 件	41 件	45 箇所	472 m ²
平成 18 年度	26 件	22 件	22 箇所	611 m ²
平成 19 年度	6 件	9 件	9 箇所	129 m ²
平成 20 年度	16 件	14 件	17 箇所	92 m ²

落書き消し用具の貸し出し

落書きの被害を受けた方に落書きを消すための用具（ペンキ皿、ローラー等）を貸し出ししています。

落書き消去キャンペーン

地域住民の方々が一体となって、その地域の落書きを消すキャンペーン活動を支援しています。

あき地の管理の適正化

あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、そのような状態にしないよう、「あき地の管理の適正化に関する条例」によって、あき地の所有者（管理者）に責任を課しています。

区では、次表に示すように、草刈機の貸出しや、自分で除草できない方に対しては有料で除草を行っています。

年度	草刈機		除草	
	貸出件数	貸出台数	延べ件数	延べ面積(m ²)
平成 16 年度	60	80	116	24,763
平成 17 年度	46	58	89	20,059
平成 18 年度	44	53	81	18,041
平成 19 年度	53	58	91	20,243
平成 20 年度	53	67	82	16,614

カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり、卵を産みます。6～7月にヒナが巣立ちをするまで、親カラスはわが子を守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親カラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合、鳥獣保護法に基づく許可を得て、その原因となる巣の撤去・処分と、巣立ちできずに落下してしまったヒナの捕獲・処分を行っています。撤去・処分した巣、卵、ヒナの数 は次表のとおりです。

なお、平成 16 年度と比べ、平成 17 年度以降、巣の撤去・処分数が大きく増えている理由としては、平成 17 年度に東京都による巣の撤去事業が廃止されたことが考えられます。

年度	巣の撤去・処分	巣の中の卵	巣の中のヒナ	落下ヒナの撤去・処分
16	70	67	39	32
17	118	75	112	19
18	121	80	131	23
19	97	91	116	31
20	84	84	76	30

また、区報や公設掲示板等を利用して次のような啓発活動も行っていきます。

カラスによる被害を根本的に解決するためには、カラスの餌場となっているごみ集積所の適正利用を徹底し、防鳥ネットを利用するなどしてカラスの餌場を減らし、カラスの生息数を減らす必要があることをお知らせしていま

す。また、日傘や帽子を利用するなど、日常生活の中のちょっとした心配りで実行できるカラス対策(防御方法)をご紹介します。

3 これからの美化

環境美化

区民の皆様の自主的自発的な環境美化活動を支援するとともに、多くの方々がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

特に、駅周辺ボランティア清掃事業については、いわば地域の顔である駅前での活動であることに鑑み、20 駅全駅での実施を目指します。

歩行喫煙の禁止

区は、平成 9 年 7 月に、「ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を定め、まち美化活動に積極的に取り組み、暮らしやすい地域社会づくりに努めてきました。

特に、歩行喫煙等の防止については、条例上、努力義務としていることから、マナーやモラル向上に訴える対応を基本として、「2 まち美化への取り組み」に記述したように、啓発ステッカー等を掲示するなどの啓発活動を行うとともに、町会・自治会をはじめ区民の皆さまと協働して、駅頭における啓発キャンペーンや清掃活動に継続して取り組んできました。

これらの取り組みの結果、先述のとおり、歩行喫煙者率は 2.6% (平成 14 年度)から 0.9% (平成 20 年度)へと減少してきています。

しかしながら、未だ区民の皆さまから歩行喫煙やたばこのポイ捨てに対する苦情が後を絶ちません。また、罰則の導入なども含めて、条例の強化を求める声が多く寄せられており、先述のとおり、区政モニターアンケートでは条例への罰則導入を求める方が約 90%にのぼりました。

さらに、平成 21 年度第二回定例区議会において、歩行等の喫煙禁止に関する陳情の一部が採択されました。

このような状況を踏まえ、区は、安全で安心なまちづくり、喫煙マナーの向上などの観点から、さらなる取り組みの強化に向けて検討しました。

検討の結果、区内全域で歩行喫煙を禁止とし、駅周辺など人通りの多い公共の場所を対象に指定する路上喫煙禁止地区では過料も適用できるとする条例を制定する予定です。

この条例は、喫煙者も非喫煙者も、ともに快適に暮らせる社会を目指すものであり、歩行喫煙等の禁止の強化だけでなく、喫煙場所の設置など喫煙者にも配慮した環境整備のための支援の規定を設けています。